

原子力損害の賠償請求に係る和解について

平成 27 年 11 月 24 日
環 境 部

1 提案の趣旨

市が東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、東京電力株式会社が支払に応じないものについて、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）にあっせんの申立てを行ったところ、ADRセンターから和解案の提示があったことからこれを受諾し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

2 和解の相手方

東京電力株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目1番3号）

3 和解案の内容

- (1) 相手方（※東京電力株式会社）は、市に対し、賠償金として34,310,000円を支払う。
- (2) 相手方は、(1)の金員を市に対し、本和解成立後14日以内に一括で支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途、損害賠償請求をすることを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、市は相手方に対して別途請求しない。
- (5) 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

4 東京電力株式会社への賠償請求額及び和解額の状況

- (1) これまで7次にわたり、当市が放射線影響対策に要した費用143,688,019円について賠償請求を行い、うち、第4次分まで（平成23年度及び24年度分）の費用96,602,746円について、平成26年1月23日に岩手県及び県内市町村等と協調しながら、ADRセンターにあっせんの申立てを行った。
- (2) あっせんの申立て後の平成26年10月7日に、東京電力株式会社から第4次分までのうち2,785,433円が支払われたことから、同月21日付けであっせんの申立て額を93,817,313円に変更した。
- (3) 平成27年10月7日にADRセンターから当市及び東京電力株式会社に賠償金を34,310,000円とする和解案が提示され、東京電力株式会社は同月13日に受諾の意向を表明している。
- (4) 市は和解案について、市顧問弁護士に相談するなどして検討した結果、受諾することが適当と判断するものである。

単位：千円

	請求額 (A)	受領済額 (B)	ADRセンター申立状況			(和解成立の場合)	
			申立額 (C)	和解 提示額 (D)	和解提 示額の 割合	受領見込額 (E)=(B)+(D)	賠償割 合 (E)/(A)
平成23・24年度分 (1次～4次)	96,603	2,785	93,817	34,310	36.6%	37,095	38.4%
平成25・26年度分 (5次～7次)	47,085	0	東京電力株式会社と直接交渉中（交渉状況によつては、今後、ADRセンターへの申立ても検討）				
平成23-26年度計	143,688	2,785					

【和解提示額の内訳】 一般会計 11,193 千円
 企業会計（上下水道部） 23,117 千円
 計 34,310 千円

5 和解額算定の考え方

(1) 事業費について

国の指示によるか否か等を問わず、本件事故との相当因果関係が判断され、一部を除き相当因果関係がある損害と認められている。

(2) 人件費について

本件事故による勤務時間外に本件事故対応業務を行った超過勤務手当の全額が認められている。

単位：千円

損害項目	申立額	提示額	割合	摘要
ア 測定経費	3,595	3,500	97.4%	一部を除き相当因果関係を認定。端数切捨て。
イ 機器購入費	855	810	94.7%	一部を除き相当因果関係を認定。端数切捨て。
ウ その他損害	33,401	23,700	71.0%	全て相当因果関係を認定（牧草売払い収入については逸失利益分のみ認定）。端数切捨て。
エ 人件費	55,966	6,300	11.3%	超過勤務手当を認定。端数切捨て。
合計	93,817	34,310	36.6%	

6 和解の理由

下記の事項等を総合的に判断し、ADRセンターから提示された和解案を受諾し、和解することが適当と判断するものである。

- (1) 和解案は、東京電力株式会社が支払いに応じなかった項目についても、本件事故との相当因果関係が認められ、市の主張を斟酌した賠償内容と考えられる。
- (2) 顧問弁護士からは、判例等の状況や早期の賠償の実現を図る観点から、この提示額による和解は妥当との意見をいただいている。